

第 9 産業廃棄物関係

第9 産業廃棄物関係

1 産業廃棄物処理指導計画 ～京(みやこ)のさんぱい戦略21～

本市では、平成11年6月に平成15年度までを計画期間とした「京都市産業廃棄物処理指導計画」(以下「計画」という。)を策定し、各種施策に取り組んできた。

計画策定後、「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、個別製品等の特性に応じた各種リサイクル法が制定されるなど、廃棄物を取り巻く社会・経済状況の変化を踏まえ、本市の産業廃棄物処理のあるべき姿を新たに提示するとともに、個々の施策の見直しを行い、平成16年度以降に取り組む施策等を平成16年3月に新計画として策定した。

現在、新計画に基づき、産業廃棄物自主行動計画制度の推進や、各種市民啓発事業等に取り組んでいる。

(1) 産業廃棄物自主行動計画制度

産業廃棄物自主行動計画制度は、排出事業者や処理業者から廃棄物の発生量やその処理状況等とともに、各企業が取り組んでいる自主的な取組についても報告を受け、これらの情報を本市が取りまとめて広く公表する制度である。環境への様々な取組をしている企業を評価し、廃棄物処理業者の選定に際する業者情報として活用することにより、各事業者の環境への取組を積極的に推し進める事業になるものと考えている。平成21年3月末現在、産業廃棄物中間処理業者10事業者および排出事業者48事業者の参加を得ている。

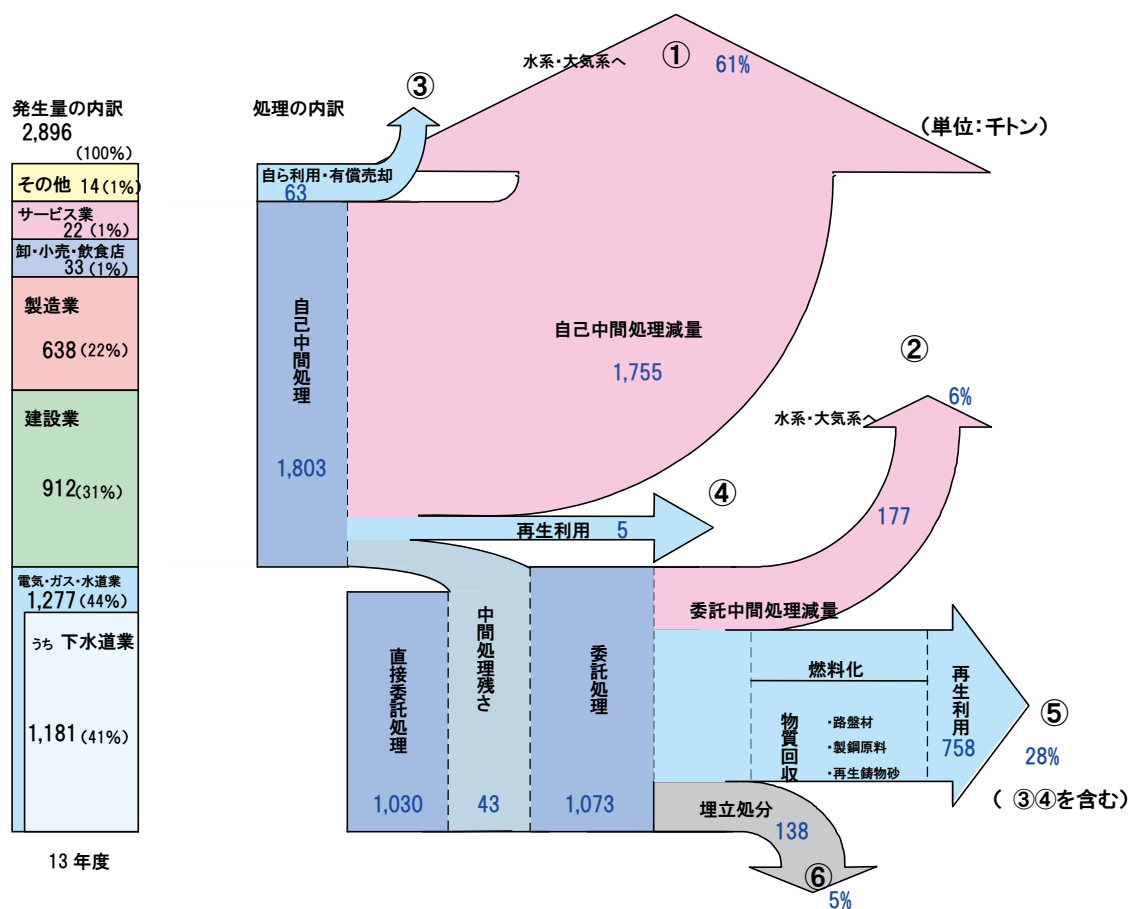
(2) 市民啓発事業

市民啓発事業としては、毎年、京都府産業廃棄物協会等との共催で実施している「環境フォーラムきょうと」をはじめ、「さんぱい市民講座」や、「親子体験講座」を開催している。

【産業廃棄物の発生・処理の状況（推計）及び新計画における数値目標】

数値目標項目	平成 8 年度	平成 13 年度	平成 22 年度目標値
発 生 量	360.6 万トﾝ	289.6 万トﾝ	平成 13 年度比 5%削減（→274.4 万トﾝ）
再 生 利 用 率	27%	28%	平成 13 年度比 4 ポイント増（→32%）
埋 立 処 分 量	25.0 万トﾝ	13.8 万トﾝ	平成 13 年度比 50%削減（→6.8 万トﾝ）
市域内処理率	—	52%	平成 13 年度比 4 ポイント増（→56%）

【平成 13 年度における産業廃棄物の発生・処理の内訳（推計）】



2 排出事業者指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあるとされていることから、主に医療関係機関をはじめとする特別管理産業廃棄物排出事業場、P C B保管事業場、廃棄物処理施設設置事業場、建設リサイクル法届出工事現場等を対象に排出事業場への立入検査を実施している。その際には、廃棄物の適正処理はもちろんのこと、その発生抑制や減量化の促進、また廃棄物処理施設の維持管理等についても指導、監督を行っている。

また、廃棄物処理施設で処理された処理後物（燃え殻、汚泥等）、最終処分場の浸透水及び焼却施設の排ガス等の行政検査を実施している。

さらに、産業廃棄物を排出する事業者から、毎年、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」や「P C B保管状況等届出書」等の徴収を行うほか、多量排出事業者からは「廃棄物の減量等に関する計画やその実施状況報告書」を、廃棄物処理施設の設置者からは「産業廃棄物処理実績報告書」を徴収し、廃棄物の処理状況の把握に努めている。

その他、業界団体等を通じた講習会の開催や、啓発用パンフレットの配布、市民講座や環境フォーラムの開催等についても指導の一環として取り組んでいる。

(1) 平成 20 年度実績

立入検査件数	464 件
行政検査数	43 件
報告徴収件数	8,635 件

(2) 指導対象となる主な事業場

事業場の種類	事業場数
有害産業廃棄物排出事業場	379
感染性廃棄物排出事業場 (うち病院)	2,695 (123)
その他特管産廃排出事業場	573
P C B 廃棄物保管事業場	1,381
多量排出事業場	80 (延べ 89)
廃棄物処理施設設置事業場	43
建設リサイクル法届出現場	2,488
自動車リサイクル法許可事業場	43

3 許可業者指導

他人の産業廃棄物の収集運搬又は処分（中間処理及び最終処分）を業として行う者は、廃棄物処理法に基づく許可が必要である。本市は許可権者として、許可業者の指導、監督に努めるとともに、毎年、処理実績報告書の提出を求めるなど、実績の把握に努めている。

また、使用済自動車の適正処理やリサイクルの推進を図るため、平成 17 年 1 月に施行された使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、登録・許可業者の指導、監督を実施している。

(1) 産業廃棄物処理業許可業者数（平成 21 年 4 月 1 日現在）

産業廃棄物収集運搬業	2,479 件〔うち積替保管 61 件含む〕
産業廃棄物処分業	47 件〔うち中間処理 47 件含む〕
特別管理産業廃棄物収集運搬業	282 件〔うち積替保管 3 件含む〕
特別管理産業廃棄物処分業	3 件〔うち中間処理 3 件含む〕

(2) 産業廃棄物処理施設設置状況

施設の種類の種類		事業場数	許可施設数
汚泥	脱水施設	5	5
	焼却施設	2	2
廃プラスチック類	破碎施設	6	6
	焼却施設	3	3
廃油の焼却施設		3	3
木くずの破碎施設		14	15
がれき類の破碎施設		22	23
シアン化合物の分解施設		1	1
その他産業廃棄物の焼却施設		3	3
安定型最終処分場		0	0
管理型最終処分場		1	1
合 計		60	62

※ 稼働中の施設のみ

(3) 自動車リサイクル法登録・許可業者数

引取業	738 件
フロン類回収業	108 件
解体業	38 件
破碎業	5 件

4 不適正処理対策

産業廃棄物の不法投棄や野外焼却等不適正処理については、法整備による罰則の強化や「行政処分の指針（平成 17 年 8 月 12 日改定）」、「不法投棄撲滅アクションプラン（平成 16 年 6 月）」の策定等によって規制強化が図られ、全国的に大規模な事例の発生件数は減少傾向にあり、本市においても、近年、大規模な不法投棄や野外焼却は発生していない。

しかし、小規模な不適正処理は依然として発生し、市民の環境に関する意識の高まりとともに、苦情や通報の件数はむしろ増加する傾向にあるのが実情である。

苦情や通報に対しては、現地状況等を調査し、不適正処理が確認された場合には、行為者に対して、廃棄物処理法等の制度趣旨を十分に説明し、違反行為の改善と再発防止に努めているが、再三の行政指導にも従わず、不適正処理を繰り返したり、改善を一向に進めようとしない行為者については、京都府警察本部、各警察署とも連携して不適正処理の解消に努めている。

また、平成 16 年度からは、不法投棄につながるおそれのある、いわゆる自社物（自己の事業活動に伴って排出した産業廃棄物）の保管行為についての規制を定めた「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」を施行し、不適正処理の未然防止にも取り組んでいる。

定例的な取組としては、不適正処理行為が集中又は継続する地域の定期的なパトロール、山間部での不適正処理行為を発見するためのヘリコプターによる空中監視、更には、広域に移動する産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため、京都府、滋賀県及び大津市と合同での産業廃棄物運搬車両に対する路上検問活動を実施している。

【不適正処理に対する指導状況】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
指導件数	218 (87)	215 (100)	252 (86)	248 (49)

※ 括弧内の数字は指導件数の内、野外焼却に関する件数

